

No.3119

ウズベキスタンにおける伝統的ムスリム社会の在り方の変容とその身分法制度への影響

名古屋大学大学院法学研究科 学術研究員

江原 菜美子

## 1. 文献調査

本調査の研究対象は、ウズベキスタン共和国の離婚に関する制度及び実情であるため、まず同国の家族法典の翻訳作業を行った。婚姻の終了原因として協議離婚が認められているが、未成年の子がいる場合や財産上の争いがある場合は裁判離婚の手続が必要である。裁判所は当事者に6か月の熟慮期間を与え、その間にマハッラと呼ばれる住民自治組織で離婚を思い留まるよう説得が行われる。同国の離婚事情やマハッラ等の実情に関しては、和崎聖日「中央アジア定住ムスリムの婚姻と離婚—シャリーアと家族法の現在」等の文献が大いに参考となった。

## 2. 現地調査

### (1) タシケント市

首都タシケントには2022年8月5日から8日まで滞在し、マハッラの長、モスクの指導師、民事裁判官に面会し、ヒアリング調査を行った。マハッラの長からは、6か月の熟慮期間中に地区の学校長、宗教家及び警察等で構成される委員会が組織され当事者の説得にあたる等の情報を得た。モスクの指導師はイスラム教では家族、特に子どもが大切であり、離婚はその教えに反している旨説明した。民事裁判官からは法の運用に関する正確な情報を得た他、個別事情に応じて離婚を認めているとの実情を知ることができた。

### (2) ウルゲンチ市

次に、ホレズム地方の中心部ウルゲンチに同年8月8日及び9日に滞在し、2か所のマハッラを訪ねたほか、民事裁判官、モスクの指導師との面会を実施した。当該マハッラで家族の問題を担当する女性からは、離婚原因としては義理の両親等が夫婦の問題に介入することが多いとの実情を聴取した。民事裁判官からは離婚の統計に関する情報を得たほか、両国の憲法における家族関連規定について意見交換を行った。モスクの指導師からは離婚件数を減らす目的で婚姻する男女に対して研修を行っているとの情報を得た。

諸般の事情により実現しなかったブハラ市の調査や、政府職員等のヒアリングは今後機会が得られれば実施し、今回の調査結果と合わせて公表することとしたい。

以上